

平成30年度 第1回 高石市都市計画審議会 議事録（要約）

【開催日時】 平成30年11月9日（金） 午前10時30分から開催

【開催場所】 高石市役所 別館3階 多目的ホール

【出席委員】 委員16名中14名の委員が出席され開催いたしました。

日野 泰雄 下村 泰彦 北山 憲
濱野 洋 出川 康二 清水 明治
古賀 秀敏 佐藤 一夫 畑中 政昭
佐々木 良幸（代理：宮下 信彦）
深見 将文 東口 正一 藤田 政明
高橋 妙子（以上委員14名）

【欠席委員】 丑野 正仁 宮崎 吉二

【傍聴者】 なし

【日 程】 議案第1号 会長の選出について
議案第2号 副会長の選出について
付議第1号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（案）（高石市決定）について
諮問第1号 特定生産緑地の指定（案）について
その他

【確認事項】 ・本審議会の会長に、日野泰雄委員が選出された。
・本審議会の副会長に、下村泰彦委員が選出された。
・副市長より、南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（案）（高石市決定）についての付議書及び特定生産緑地の指定（案）についての諮問書が提出された。

【答申事項】 ・付議第1号に対しては、欠席委員2名を除く委員14名の同意の上、原案の表中一部数値を修正の上可決する答申がなされた。
・諮問第1号に対しては、欠席委員2名を除く委員14名の同意の上、原案のとおり認める答申がなされた。

【質疑応答】

・付議第1号、南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（案）（高石市決定）について

（会 長）買取り申出等の申請は年2回か。

（事務局）申請自体はいつでも受け付けている。生産緑地の変更については、11月に都市計画審議会でも付議するため、6月末で事務としては締め切っている。

（会 長）そのため、最初の2件については、昨年の9月に解除が決定されているということ。ご質問、ご意見あればお願いしたいと思うが、いかがか。

（委 員）資料の2ページの新旧対照表の数値について、変更地区合計の欄の変更前面積が0.64とあるが、これは0.67ではないか。また、変更後面積は0.23であり、減少する面積は0.44ヘクタールではないか。数値は合っているか。

（事務局）数値が誤っており、申し訳ありません。0.64は誤りで、正しくは0.67。

（会 長）付議第1号については、原案の表中一部数値を修正の上可決すること、また、答申書の文案については、会長一任とさせて頂くということでよいか。

（異議なし）

【質疑応答】

・諮問第1号、特定生産緑地地区の指定（案）について

（委 員）平成34年までは4年あるが、この時期に指定する理由は何か。平成34年の前に指定すればいいのではないか。

（事務局）法律は本年4月に施行されており、手続きすることが可能となっている。指定と告示に関しては市町村に委ねられているが、本市の方針としては、生産緑地の保全に努めるとされているため、現在、営農している生産緑地については、継続したいという意向のある所有者の同意に基づき手続きを進めることと、事務を平準化するため、本審議会に諮問している。平成34年には多くの解除が予想されており、早い段階で事務処理を進める旨の国の通知があった。そのため、本市は早い段階から対応している。

(会 長) 平成34年前に多くの申請を受理した場合、期限の緩和や、特例措置などはあるのか。

(事務局) 基準日は守る必要があり、緩和措置等はないと考える。

(会 長) 農業委員会や農協を通じて、基準日を守る必要がある旨の広報は、これからするのか。

(事務局) 本年4月に本市のホームページで周知し、所有者に対して、特定生産緑地制度の説明文を郵送した。また、来年度は、意向確認を実施したいと考えている。

(会 長) 理解した。

(委 員) 資料10ページ目の西取石地区7について、特定生産緑地の申請があったとのことだが、面積は約0.01ヘクタールなので、特定生産緑地となってから10年間において、当該地区の残りの生産緑地が買取り申出があった場合、この地区には約0.01ヘクタールが残ることになるので、道連れ解除となるのか。

(事務局) 都市計画運用指針の改定により、一団地の要件が緩和されているので、一定の大きさの一団地であれば道連れ解除は防げると考えているが、今の質問の場合は、道連れ解除となる。

(委 員) この地区の北西の区域は別の地区だと思うが、今までは離れていても6メートル以内だと一団地とみなす運用がされてきたと思うが、その一団地の考え方が緩和され、道連れ解除でなくなる生産緑地が減るため非常に良いことであり、都市計画的な空地の確保、所有者の税制優遇措置という観点から良いと思うが、当該地区を北西の地区と一団地にする場合、地区名称が変わるのではないか。

(事務局) 当該部分だけ特定生産緑地として残り、周りの生産緑地が解除となった場合、現在の一団地の考え方であれば、一つの街区として生産緑地地区を続けるということになり、地区の見直しを行い、一団地となると考える。

(委 員) 柔軟な対応で残す方が良いと思う。

(会 長) 指定から30年経過し、解除できると状態になったときに、所有者全員が解除して

しまうと、緑地・空地が残らなくなる。これは都市計画上非常に問題である。そのため、申請手続きを早くしてもらうことや期限の周知だけでなく、特定生産緑地の指定を受けてもらえるようにしないといけないので、農業関係の機関を通じて、指定の推奨をしてもらう必要があると思う。行政としては、広報にとどめるのか。推奨していくことまではしないという理解でよいか。

(事務局) 意向確認は必要なので、都市計画の立場として、営農して緑地の保全に努めてほしい旨は述べるが、指定は所有者の意向に縛られるため、仕方ない部分はある。平成34年まで時間があるので、それまでに意向確認等を含め、必要であれば説明会等の実施を考えている。

(会長) これまでは、生産緑地の残存部分があり、減少部分がわずかな面積なので、都市計画上問題ないという判断をしてきた。しかし、大幅に減少するならば、これまでも審議会で議論したが、高石市として、あるいは各エリアごとに適正・必要な緑地・空地はどの程度の規模なのか、その中で、もし本当に減少するならば、市が買取りをしないといけないかということを考えないといけない。農業をしている方についても、30年経過した後、どうするかを検討してもらい、市として生産緑地の担う役割を再検討し、エリアごとに確認して、生産緑地がなくなることによる影響等を事前に検討する必要があると思うので、お願いしたい。他にご意見等がなければ、諮問第1号については原案のとおり答申してよいか。

(異議なし)

【午前11時50分閉会】